5) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 2.2.7.1-6 に示す。

表 2.2.7.1-6 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき1mg 未 満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき 0.05mg 以下であること。
砒素(ひそ	検液1Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液1Lにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液1Lにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液1Lにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること。

備考 1.環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2.カドミウム、銅、六価クロム、砒素(ひそ)、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあって

は、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1上につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg 及び 0.01mg を超えていない場合には、それぞれ検液1上につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg 及び 0.03mg とする。

3.「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を 下回ることをいう。

4.有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注)出典:「土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)」